

2018年3月20日

京加市長  
田中 和明 様

NPO法人障害者の職場参加をすすめる会  
代表理事 山崎 素子  
埼玉県越谷市東越谷1-1-7  
職場参加ビューロー 一色 結内

### 2017年度共に働く街をめざす提言

当会の日常の取組と昨年12月17日に開催した共に働く街を創るつどい「2017」の成果を踏まえ、提言を行います。

#### 記

- ① 2013年の学校教育法施行令改正により、障害のある生徒も地域の学校で共に学ぶことが原則となりました。貴市の就学支援のあり方を、どの子ども共に学ぶ原則を支える体制に改革し、共に働き・共に暮らす地域の基礎を固めることが重要です。
- ② 地域共生社会のモデルとして、貴市の職場に障害者を含めさまざまな就労困難者を受け入れ、共に働く経験を蓄積して整理し、市民の共有財産とすることを検討する必要があります。
- ③ 障害者総合支援法や障害者雇用促進法など、共に生きるための支援制度が、半面で人を分け隔てる機能も果たしている現状があります。ADLやIQ、そして就労準備性により分けられた人同士が出会い、一緒に動きながら周りも含めて変わってゆけるよう、地域の職場に多様な形で参加するための環境づくりの施策を、貴市としてさらに具体化することが問われています。
- ④ 前項で述べたように、本人と受け入れ職場等が多様な形で職場参加を具体化できるよう、また福祉サービス事業所や医療施設、関係機関等がそれを手伝いやすいように、本人がサービスを組み合わせて利用することを貴市として支援する必要があります。
- ⑤ 働きづらさ・生きづらさを抱える人々が、共に生きる社会、循環型社会をめざし、共に働き、共に運営する「社会的事業所」や「協同労働の協同組合」をめざす事業活動を貴市として支援するとともに、法制化への取組みを応援するよう提言します。
- ⑥ 上記の事項に関し、貴市において障害福祉計画や障害者計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画、教育振興基本計画、地域福祉計画、総合振興計画等の見直し時に、反映させられるよう提言します。